

静岡県建設工事請負契約約款附則

(工事着手日選択型)

- 1 この工事は「静岡県工事着手日選択型工事実施要領」の対象工事とする。
- 2 この工事は、落札決定後、契約締結前に受注者が提出した「工事着手日通知書」に記載された工事着手日（以下同じ。）より前に着手することはできない。
なお、工事着手日とは、工事準備等を含めた着手日をいい、工事現場における施工開始日とは異なる。
- 3 この工事の契約において、静岡県建設工事請負契約約款第3条第1項及び第4項の「契約締結後10日以内」を「工事着手日後10日以内」と読み替えるものとする。
- 4 この工事の契約において、受注者が、静岡県建設工事請負契約約款第34条に規定する前払金を請求する場合は、工事着手日以降とする。